

沖縄本島北部全域を対象にした広域連携によるカラスの被害防止対策 — 沖縄県本島北部地区 —

- 広域協議会である沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会（沖縄本島北部9市町村、JA、県猟友会、県）による、年8回の9市町村での一斉捕獲及び追い払い活動の実施。
- 被害や捕獲状況に応じた箱わなの移動や人材育成、実証ほの設置による普及活動等、総合的な被害防止対策の推進。

本島北部地域の現状と課題

○ 沖縄県では他県と違い、カラスによる被害が最も多く、県全体の被害の約4割を占めており、そのほとんど(約9割!)が沖縄本島北部地区となっている。

また被害の9割がパインアップルとカンキツ類である。



カラスによる被害で穴の開いたパインアップル



カラスやコウモリ等に食べられたカンキツ

○ 市町村毎に被害対策協議会を立ち上げ、捕獲箱や銃器による有害捕獲活動等の被害防止対策を実施。



カラスの捕獲箱

○ カラスによる被害が減っていかない!

- ・ 生産農家よりカラスを何とかしてくれとクレームが殺到!
- ・ 数多くのねぐらが広範囲に点在しており、絞り込んだ対策が取りにくい。
- ・ 温暖な気候で、1年中エサがあり、生存率が高い。

→ 条件がそろえば大きく増加するので、捕獲してもなかなか減らない。

主な対策

○ 沖縄本島北部全域を対象とした広域協議会の設立

【協議会構成】

沖縄本島北部9市町村、JAおきなわ、JAおきなわ中央会、沖縄県猟友会、沖縄県（本庁、北部出先）



○ 一斉捕獲活動及び追い払い活動の実施

同日に、9市町村で一斉に有害捕獲活動及び、追い払い活動を実施。月1回、1年間で計8回実施し、抜け穴のない有害捕獲及び追い払い活動による捕獲効率の向上を図る。定期的の実績検討会を開催し、情報共有を図り、より効果的な取組を目指す。



○ 沖縄県野生鳥獣被害対策マニュアルの作成

鳥獣アドバイザーに被害実態調査等を委託し、カラスの被害の特徴、捕獲箱の効果的な捕獲方法や、被害防止対策を整理したマニュアルを作成し、営農指導に活用。



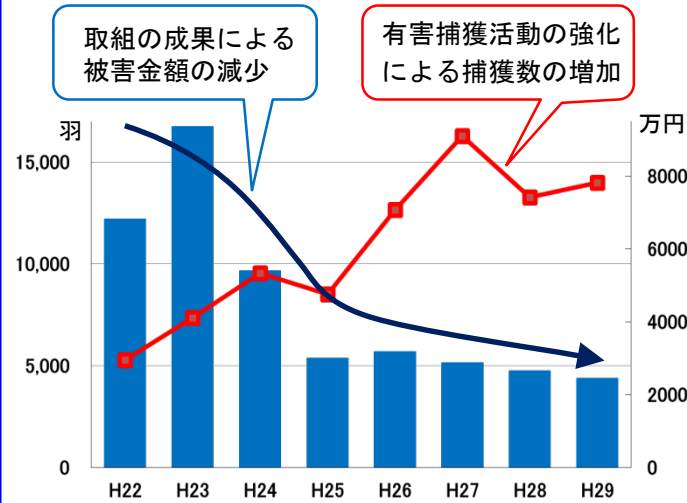
○ 鳥獣交付金を活用した防鳥ネット施設の整備

被害の甚大なエリアへ整備し、被害をゼロへ



対策の効果

○ カラスによる被害額と有害捕獲頭数の推移



有害捕獲数が H22:5,275羽 → H29:13,990羽
有害捕獲活動の取組強化による捕獲率の上昇

推定生息個体数 → **25%の減少**
H25:約26,000羽 → H29:約19,500羽

被害金額が 73%減少

H23:9,353万円 → H29:2,440万円

被害の減少により、生産農家からのクレームが大幅に減少した。

今後も引き続き有害捕獲活動を継続して実施する事により、さらなる被害減少を図っていく。

沖縄本島北部全域を対象にした広域連携によるカラスの被害防止対策 — 沖縄県本島北部地区 —

◆誰がどのように

被害を受けている生産者からの要請等を受け、本島北部9市町村、JA、県において取組を推進。

◆何が必要なのか話し合い

生産者と関係機関が現地集まり、被害状況の確認、効果的な対策等を説明し、現状を踏まえた必要な対策を整理

きっかけ

- ・沖縄本島北部地域においてカラスが増加し農作物への被害が深刻化
- ・カラスは学習能力が高く、生産農家の対策も効果がなくなってきた。
- ・被害が大きい農家へ聞き取り調査対策を取っても2～3割の被害対策を取らないと8割の被害

Step1 (H19) 北部地区鳥獣被害対策会議の設置

- 市町村、JA、農業共済、県北部農林水産振興センターで対策会議を設置
- 各市町村においても市町村鳥獣被害防止協議会を順次設立し、補助事業等を活用した有害捕獲活動や被害防止対策の強化を推進

Step2 (H20～) 有害捕獲活動等の取組の強化推進

- 市町村協議会を主体とした、有害捕獲活動や防鳥ネット等の被害防止対策等を推進
- 被害の大きい地域にモデル地区を設置し、鳥獣アドバイザーを交えた現地検討会や、講演会、意見交換会、実証ほの設置等を実施し、被害実態の把握による必要な対策を協議

取組に当たっての秘訣

- 鳥類は行動範囲が広く、生息域にあわせた広域連携は重要
- 本県は離島県であり、また他県と生息状況等が異なるので、各地域・島で野生鳥獣に精通した人に意見を聴くなど、現地での情報収集が重要。野生動物の専門家等で相談できる人も重要。
- 実際の現場を見て、地域の生産者から詳細に話を聞くことが重要。特に被害の実状は報告書以上であることが多い。
- 被害低減にはそれなりに時間がかかる、焦りは禁物。



鳥獣アドバイザーによる講演会後に
プレストによるグループ討議を行った。

Step3 (H25～) 県・市町村による買取事業の強化

- 取組の成果は見られるものの、なかなかカラスの被害が減少していかないことから、有害捕獲活動の強化対策として、新たに買取事業を実施
- 北部9市町村すべてで実施
1羽当たり1,000円で買い取り
(市町村500円、県500円)
- 捕獲率が上昇 (H22:5,275羽 → H29:13,990羽)

将来に向けて

- 被害が減少したものの依然として、多くの生息数があり、引き続き有害捕獲活動を継続して実施する事により、さらなる被害減少を図っていく
- 被害が減少しても、被害が再燃することを常に警戒し、被害が拡大していく前に押さえる体制を構築していく。

取組を経て…

Step5 (H26～) 広域連携によるカラス対策

- 9市町村による一斉追い払い活動を実施。
毎月(年8回)全域で一斉に実施することにより、追い払い効果を高めることや、地域住民に活動の必要性と理解を深めてもらう。
- 捕獲箱を捕獲状況や被害農家の要請等に応じて設置し、効果的に捕獲を行う。
- 定期的の実績検討会を開催し、共有を図りつつ今後の対策を検討。

Step4 (H26～) 広域協議会の設立

- 沖縄本島北部全域を対象とした広域協議会の設立
(沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会)
- 【協議会構成】 沖縄本島北部9市町村、JAおきなわ、JAおきなわ中央会、沖縄県猟友会、沖縄県(本庁、北部出先)